

会 議 要 録

【事務局】

総合政策部復興支援課
教育委員会生涯学習課

会議名 第8回大洲市地域自治組織再編検討会議

日 時 令和4年10月24日(月) 14:00～16:15

場 所 大洲市役所2階大ホール

出席者 委員 18名 <欠席2名>

事務局 16名

議事内容(要旨)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

各検討項目の具体的な内容について

委員長	今回は、前回の積み残しの部分とさらに具体的な内容を検討していきたい。 まず、別冊の項目1の2「協働による取組及び組織・職員体制」の具体的な内容について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	第7回検討会議のまとめ及び 項目1-2「協働による取組及び組織・職員体制」について説明
委員長	ただいま事務局より、職員募集の流れや勤務条件、地域の学び事業の基本的な考え方を示していただいたが、このことについて、委員の皆様 の意見を伺いたい。
委員	センター職員と集落支援員の任用期間の3年を上限というのは、4年目に施設を指定管理に移行するためなのか。もし、指定管理に移行しない場合は継続ができるのかを聞きたい。センター長・分館長もセンター職員・集落支援員と同じ、3年を上限という判断でいいのか。 次、センター長は基本的に年36万円、月30時間勤務となれば、個人的な意見として受けることは難しい。地域の実情に応じて、減額することは可能とのことだが、構わなければ、給与等は地域に任していただけ ないか。 もう一点、指定管理に移行した場合は地域任用職員になるが、指定管理に移行するのは、あくまでもセンターを移行した時という考え方か。社会体育施設も指定管理に移行するとあるが、そうすると簡単には指定管理の移行は難しいのではないか。
委員長	任用期間の3年間の考え方、センター長の年報酬36万円の再度の確認、また、コミュニティセンター移行について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	この3年は、4年目に指定管理に移行するためではなく、会計年度任用職員制度の基本的な考え方である。例えば、会計年度任用職員を募集し、上限3年まで雇用できるが、引き続き、雇用できるかは、再度の募

	<p>集にこれまで雇用された方が応募するかどうか。その3年の繰り返しという形になるのでご理解いただきたい。</p> <p>次のセンター長の月30時間程度はあくまでも目安であり、現在の公民館長・分館長の勤務時間を参考にしたものであるため、勤務時間については、改めてセンター管理の事業量に応じて決定していきたい。</p> <p>指定管理に移行するのは、コミュニティセンターの施設を直営から指定管理にするものである。</p>
委員	<p>センター業務によって決めるということは、自治会でセンターはこの範囲だけという決定をすることはできるのか。</p>
事務局	<p>基本的には、まず開館時間を皆様と一緒に考えたい。どの程度、施設を開けるのかが一つポイントになる。そして、使用許可などの手続きをするために、センター長がどの程度、施設で勤務する必要があるかを整理させていただくことが基本になると考えている。</p>
委員	<p>肱川中央自治会の場合、支所・公民館・自治会が入る複合施設が建設されている。現在、仮事務所として使用している保健センターは、当初の説明では解体するから管理しなくていいと聞いていたが、その後の話では、自治会で管理をとの話になっているようだが、今後は、保健センターを自治会が使うこともあまりない。その場合、施設をどうするかは、自治会で判断して決定したいという意見は聞いていただけるのか。</p>
事務局	<p>周りの施設を合わせて管理するので一緒になっているが、肱川支所の複合施設で建設されている部分がセンターになるので、旧の保健センターは、コミュニティセンターではない。まず、基本的にコミュニティセンターを管理するために、センター長がそこで業務をするというのが原則になるので、他の施設の管理は、別に協議をさせていただきたい。</p>
委員	<p>集落支援員・センター職員の初任給が15万600円と決められているが、1年毎に昇給があるのか、それとも昇給はないのか。</p> <p>それと、一番には人材をどうするかということが問題になるので、人材登録バンクのような形で、再雇用が満了してからの就職が可能という人の登録を進めていた方が、いろいろな意味で採用しやすいと思うが、その辺りの考えを聞きたい。</p>
事務局	<p>給料は年数に応じて昇給はある。また、募集の仕方だが、平等取扱の原則というところで、広く募集をしなければいけない。年齢や性別にかかわらず、広く雇用の機会を与えるということもあるので、人材バンクのような形に関しては、今後検討させていただきたい。募集についても、法に触れない方法を考えていきたい。</p>
委員	<p>都会では、学校のPTAの役員などもなり手がなく、そのPTAの役員の仕事を代行する会社ができつつあるというような状況だ。市としては広く募集することだがなかなか難しいので、その辺もさらに検討をお願いしたい。</p>
委員	<p>地域採用については、自治会での決議、役員会での決定で採用することになると思うがどうか。また、地域の自治会が車両を購入して運営しようとする場合に、リース的なものがあるのか、または何らかの補助はあるのか、こういった対応ができるのか伺いたい。</p>
事務局	<p>車両に関して、現在、市でリースを利用して地区に配備ができないかなど、様々な方法を検討している段階で具体的にお答えできないが、引き続き検討を進めていきたいので、ご理解いただきたい。</p>

事務局	自治会での決議という話、基本的に自治会で雇用していただくので、予算の議決をいただくのが基本である。それに基づいて、自治会の雇用に関しては、役員に一任するなどを内々で決定しておけば、手続きとしてはスムーズに進むのではないかと考える。
委員	センターについて、組織再編後4年目に指定管理に移行できない場合は、引き続き市直営になると思うが、センター長や職員は、会計年度任用職員で継続することになるのか。
事務局	市としては、指定管理に移行ができるものということでの提案となっている。ただ、この先、何があるか分からない。それぞれの地域によつての事情もあるので、その辺り、直営での管理を進めていく中で、相談や対応をさせていただきたい。従って、もし直営で続くことになれば、会計年度任用職員の職員配置ということが続くようになると思うが、市としては、この3年間で移行していただけるように最大限の努力をしていくので、理解いただきたい。
委員長	この点に関しては、もしもという不安のような話が出てくる中で、現時点ではなかなか難しいが、スピード感ということで、自治会によって異なるのではないかと。他にいかがか。
委員	センター長は、月30時間程度の出勤と謳われているが、1月で考えると不在の時間帯が多いのではないかと。その中での日々の責任や権限をセンター職員が担うのか。判断しかねる場合に今までどおり、支所や本庁で対応いただけるのか。
事務局	確かに平均すると不在の場合が多い。その中で判断できない場合については、市に連絡いただければ、例えば、貸出可能かどうかの判断の対応はする。また、そのような相談できる体制を整えていきたい。
委員	ある程度、判断できることに関しては、センター職員で判断して可否を決定して構わないということによろしいか。
事務局	現在、ある程度、公民館主事で判断しているので、引継期間を活用しながら、十分に引継ぎを行っていききたい。判断できにくいことがあれば、市に相談いただきたい。
委員	募集して応募があれば、誰が決めるのか、市で決めてもらえるのか。管理人は募集して、公民館長や主事で面接して決めたが、誰が面接して決めるのかが未だに分からない。前回、周辺部では募集してもなかなか人材が見つからないので、その場合は、地区外でも可能な方を雇用できるようなことも言われたが、その辺り、決め方がまだよく分からない。
委員長	様々な地域の一番懸念する一つであるので、改めて、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	募集して採用を決定するのは、直営の間は市になる。早い時期から地域でどのような方を雇用したいか、人選や調整をしていただいて、そこで推薦書を出していただくかどうか。ただ、法に抵触しない募集の方法が必要なので、その辺り検討していきたい。
委員	自治会長という名前になれば、募集にはならないだろうが、センター長は募集になるのか、その辺りをはっきりしてもらいたい。
事務局	正式な募集に関しては、集落支援員・センター職員と同様に、センター長も募集という形になる。ただ、実質的には、地域を知る方、地域の実情を知っている方を雇用されたいということにあるので、募集方法等については検討していきたいと考えている。

委員	センター長と自治会長の兼務は構わないとのことだが、その場合はどうなのか。
事務局	センター長を自治会長が兼ねていただくことは構わないが、先ほど説明したとおりの募集をする形になる。
委員	センター長の募集をしても応募がなかった場合は、市で責任をもって選定していただけるのか。
事務局	基本、地域で考えていただきたいが、当然、集落支援員やセンター職員と同じように応募がなく、どうすればいいのかという場合もある。その時には、全体的に募集をするので、別の地区の方が、応募がなかった地区でも構わないとなれば、雇用するといったことで対応できる。
委員長	広く募集するのは、センター職員や集落支援員ということか。センター長についても同じように募集するということか。
事務局	募集という形である。
委員	地域毎での職員、人材の確保は本当に大変になってくるのではないか。例えば、地域の民生委員を決めるにもなかなか見つからない地域もある。そのような中で、今回、この募集的な形で募っても、他の地域でも可能な応募者はいないのではないかと不安を感じる。センター長や集落支援員などの雇用に関しては、やはり地域で人材を確保するのが、一番地域のこともよく分かっているのでもいいのではないか。早い時期から考えていかないと、いきなりでは、なかなか人は集まって来ないのではないかと感じている。
副委員長	確かに地区の中で募集するのは大変なこと。この組織再編の検討が始まった時から人材確保については話題になっていたので、それはそれで考えていただきたい。 それと、初任給が一般事務フルタイムで月15万600円となっているが、仮に現在の会計年度任用職員が応募して採用された場合、ある程度、数年公民館で勤務している職歴を換算しないと人材は確保できない。他の地域から雇わないといけなくなると大変なことになるので、その辺りを市で考えていただきたい。要は、今の職員の職歴の換算も考慮して欲しいという考えである。具体的な話であるから答えは無くても結構だが、そういう意見として述べたい。
事務局	募集については、基本的な考え方に基づいて、初任給が15万600円という形になるが、センターに移行しても、市の会計年度任用職員として変わりはないので、例えば、現在、雇用されている職員が集落支援員となれば、今の給与額を保障したいと考えている。
委員	仮に自治会長がセンター長を兼務された場合は、センター長の給料と自治会長手当、さらに区長も兼務されている場合、これらの給料や手当が全ていただけるのか。
事務局	センター長を自治会長が兼ねても、センター業務と自治会業務は別々のものなので、それぞれの手当や報酬はお支払いしたいと考えている。
委員	地域によっては、自治会長が中心に動いているので、センター長は必要ないという地区があったらどうするのか。どうしても配置しないといけないのか。
事務局	3年間の直営の間は、市としてセンター長という役職で任命をさせていただく。従って、センター長の報酬をセンター長に就任された方にお支払いすることを原則として運用させていただく。4年目以降、例え

	<p>ば、指定管理者において、どういう役割をするかということになるが、施設全体の管理の流れの中で、自治会で自由に決定いただくことができるが、直営の間はセンター長という役職は必要なので、そういう整理をさせていただきたい。</p>
委員	<p>センター長の募集ということは考えていなかったが、今までの自治会長や公民館長は、多分地域で推薦されていたように、例えば、センター長をどうするとなった場合は、地域で推薦し、その方が募集に対して応募する形でいいのではないか。</p> <p>それと給料15万600円について、3年という一つの枠の中で段階的に昇給するようだが、再募集後、引き続き、同じ職員が雇用された場合には、3年目を継続して、4年目、5年目、6年目と上がっていくのかを聞きたい。</p> <p>それと、業務上横領の関係で、基本的にセンターで勤務いただく方は、長期にわたってということが地域にとってはベストである。ただ、例えば、横領ということが稀にあるかもしれないが、市として抜き打ち的な会計監査など、その辺り実施してもらえるのかを聞きたい。</p> <p>もう一つ、3年間の移行期間の間に、市直営の場合は今の形でいくが、そのセンター職員や集落支援員の体制の中で、これまでの公民館主事が重複した形で3年間を過ごすのか、その辺の流れだけは聞きたい。</p>
事務局	<p>まず、センター長の募集について、地域の方で人選した方が応募していただくことは可能である。</p> <p>また、15万600円から3年間で昇給する。その後、再募集して、同じ職員が雇用される場合、そこでリセットではなく給与や待遇などは引き継ぐという形になる。</p> <p>それから、横領に関しての市の抜き打ち的な監査ということであったが、できる限り自治会にもお願いするが、市としても指導監査の体制や実地検査といったことを実施していきたいと考えている。</p> <p>また、職員の配置については、初年度の1年間だけ、今の公民館主事的な立場の職員が在籍し、集落支援員やセンター職員に引き継ぎをするという形になる。</p>
委員	<p>令和何年度から移行するという方向なのか、再確認したい。</p>
事務局	<p>移行時期について、組織の一元化、公民館のコミュニティセンター化については、令和6年4月1日に一斉移行ということを目標に検討を進めている。</p>
委員長	<p>令和6年度が1年目ということ、4年目からは指定管理を目指していくということになっている。議論も意見もあるところだが、一旦先に進めさせていただく。</p> <p>次は、2の3「コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務」の具体的な内容に移りたい。まず、事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>項目2-3「コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務」について説明</p>
委員長	<p>ただいま事務局より2の3に関して、連絡所業務の廃止に伴う新たなサービス、法的に導入可能なものとしての宅配サービスの案が示された。このことについて、委員の皆様の見解を伺いたいが、何か不明点等はないか。特に、現時点でなければ、今回、この連絡所業務の廃止に伴う新たなサービスとしての宅配サービスということで、具体的な対象者</p>

	<p>の条件といった事務的な調整は、今後のこととなるが方向性としては、このように進めていただくということによろしいか。</p> <p>【異論なし】</p> <p>それでは、次の項目、3の1「社会体育施設等の管理運営体制」の具体的な内容について、事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	項目3-1「社会体育施設等の管理運営体制」について説明
委員長	ただいま事務局より説明があったように、基本的な施設管理、それから避難所の運営体制の在り方について示された。このことについて、委員の皆様の見解を伺いたい。
委員	<p>前回、7回の検討会議において質問した結果が示されているが、いくら考えても納得がいかない。長浜小学校屋内運動場から末永邸までが長浜公民館の管轄であるが、末永邸を除く施設を再編後も同じように管理すること。合併前はそれぞれの教育委員会所管で管理していたが、合併後は地元の公民館が教育委員会と連携しながら管理することになったので、職員は業務量も多く非常に苦労した。もちろん小中学校の屋内運動場や屋外運動場は、地元に着しており利用度も高く、その地域のコミュニティセンターが管理をするのは分かるが、スポーツセンターや長浜体育館、ふれあいパーク、ここには野球場、テニスコート、クロケール場など様々な施設がある。長浜町内以外に大洲市内、大洲市以外の方など、かなりの利用者がある。それをコミュニティセンターで管理するというのは非常に難しいので、できれば、教育委員会又は支所で対応していただければ大変有難い。それでもどうしても難しいということであれば、現在の4人から3人体制になることや指定管理になれば、その管理料等のこともあるので、その辺りのことをきちんとしないと地元の自治会としてもなかなか納得がいかない。その辺り、再度検討をお願いしたい。</p>
事務局	個別に掲げているが、それぞれの自治会の皆様に対して協議をさせていただき、その上で最終的に決定していくという流れである。また、1年目は試行期間とし、職員との引継期間ということで説明しているが、例えば、その流れの中で、業務量的に無理とか可能とかという判断をしていただければ、再度協議もできるので、コミュニティセンター移行の前に、まずは管理方法を協議させていただきたい。
委員	<p>肱川地域の中で、肱川小学校の屋内運動場はあるが、屋外運動場はないという考え方でよろしいか。</p> <p>また、前回の会議において、地域自治組織の範囲を超えて使用する施設や文化施設等の管理は担当課または支所等において管理する方向で調整するということがあったが、肱川農業者トレーニングセンターや高砂運動場は、中央自治会だけが使っているわけではないが、その施設も管理することになるのか。それと大駄場ふれあい広場は、中央自治会の区域外になるが、その施設も管理しないといけないのか、その辺りはどうなのか。</p>
事務局	確かに長浜と肱川中央は、かなり業務量や施設が多いように見えるが、先ほど申したように、改めて個別に、自治会でどうするかを協議させていただく。1年目に試行期間を設けているので、その上で実際の業務としてどうなのかというのを改めて皆様と協議をした上で、最終的な方針を決めていきたい。

委員	<p>鍵の受け渡しについて、現在、体育館等の鍵は手渡しをするなど、各地域では苦勞して対応されているが、デジタル管理システムになると、遠隔操作で開閉ができるので、非常に鍵の受け渡しの軽減化に繋がり良いことだが、その辺りの説明をお願いしたい。</p> <p>それと、避難所の開設について、勤務時間外の時間帯とは、平日のいわゆる8時から17時以外の時間帯だが、その避難所が公民館であることは、将来的にコミュニティセンターとなり、そこにセンター長が配置されることになるので、自治会にて開設するということが、まずは、センター長が開設するという形になるのが普通の流れという気がしているので、その説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>現在、デジタル管理システムの検討をしており、来年度いくつかの候補となる建物を決めて、対応ができるかどうかの実証実験をし、そのシステムがうまく機能するとなれば、令和6年度に予算化をして議会で議決されれば、各施設に導入していくということになる。使用方法としては、例えば、施設の予約をスマートフォンで大洲小の体育館を5時から7時まで借りるということを申請し、支払いの必要があれば、キャッシュレスで支払いをする。管理者が利用を許可したら、申請者のメールアドレスに暗証番号が届くので、建物に設置された暗証番号を入力するキーに例えば1111という暗証番号を入れたらドアが開くというシステムである。その辺りについて、来年度、実証実験をした上で、本格導入するかどうか、また、全ての施設に導入することができるかということを考えていかないといけない。今そのことを検討している状況である。</p>
事務局	<p>勤務時間外の時間帯は、自治会にて開設するということを表記しているが、現状と自治会再編後の直営にあたっての考えであるので、将来的にセンターが指定管理になれば、センター長が配置されている状態にあるので、センター長が開ける、その管理している代表者が開けるというような形に読みかえていただきたい。</p>
委員	<p>災害時の避難所は、コミュニティセンターに移行した場合も市から職員が派遣されるのではないのか。現在は、市の職員が避難所を開設して対応しているが、センターに移行した後は、職員は来ないのか、その辺りを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>指定管理に移行された後は、センターで開設をしていただくが、この場合も地区のセンターが望む支援ということがあれば、市がその支援をするという形をとっていきたいと考えている。</p>
委員	<p>ここに示されているように避難所に従事した場合は手当4,400円が支給されるが、自治会の誰かが従事した場合に、その従事した方に手当が支給されるということでもいいのか。</p>
事務局	<p>開設運営については、そういう形で手当を支給したいと考えている。</p>
委員	<p>現在、気象庁が警報を発表した場合、市の職員が公民館で待機しているが、移行した場合には、非常事態の様々な事柄について、センター長がその辺りの采配を振り、それから、三善の場合は、防災部長が自治会の役員と一緒に待機するようにしているが、移行した場合に、そういう緊急発令があった場合、避難者への対応のほか、様々な対応をした場合には、防災部長にも手当を支給して構わないと解釈してよろしいか。</p>
事務局	<p>今まで避難情報が発令される前に各自治会、自主防災組織等でその施設に待機されていた地区は、今までどおりお願いしたいと考えている。</p>

	その後、市から避難所等の開設をお願いした後は、その災害の対応、またその状況によって従事される方は、多分変わってくると思うので、状況に応じて協議させていただきたいと考えている。
委員	三善の場合は変わらない。現在、防災部長が緊急時に公民館で待機、職員と一緒に待機しているので、今後、指定管理に移行してもそれは変わらないが、避難者があった場合、民生委員が対応しているので、その民生委員への手当、時間によって対応ということでの解釈でよろしいか。
事務局	基本的に避難所の管理運営をしていただくという形であれば、また、人数等についてはその時、協議をさせていただきたい。
委員長	やはり細かな部分の疑問点、様々なことがあると思うが、この大きな体制の部分について、何か、追加で質問等はあるか。 【特になし】 おそらく検討すればするほど出てくると思うが、ここで一旦休憩を入れさせていただきたい。 【休憩】 次の項目としては、4の3「地域自治組織と各種地区組織との一元化」の具体的な内容について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	項目4-3「地域自治組織と各種地区組織との一元化」について説明
委員長	ただいま事務局より説明があったように、自治会と一元化が可能な組織と一元化が難しいというものもあった。それぞれ考え方が示されたが、このことも踏まえて、委員の皆様の意見があれば伺いたい
委員	地域福祉部会には、現在、民生委員の方が部会員となっているが、今の国の規定では、おそらく70歳以上になれば民生委員になれないとなっている。そこを75歳までは可能とする方向でお願いしたい。 それと、現在、公民館長が生涯学習の担当となっているが、その生涯学習を自治会に移行するとなれば、自治会の部会長の手当が年間2万円なので、この生涯学習をもっとスリム化しないと同じ2万円で担わずということが実際可能かどうか、その待遇を変えることは可能なのかを聞きたい。
事務局	一括交付金の会長等手当を48万円から70万円に引き上げたのは、会長の負担軽減や役割分担を考えたものである。今の手当2万円を例えば、部会の事業の規模によって5万円にするといったことは、自治会の考えになるが、そのように手当を増やしていただくことは可能であると考えている。
委員	民生委員の年齢を上げるといことはどうか。
事務局	民生委員のことは把握していないので、また後程調べて回答させていただきたい。
委員	なかなか民生委員もなり手がいない。なり手が高齢化しているので、70歳の縛りがあると、ますます民生委員の人選が難しくなる。その年齢を5歳上げるなど、今度検討して回答をお願いしたい。
委員	人権教育関係を生涯学習部会に移行するという説明があったが、個人的に人権教育協議会という部会を各自治会で設けてはどうかと考える。なぜなら、人権は発表会や様々な研修があり、年度によっては人権教育活動の発表をしなければいけない。その他にも様々な行事があるので、別に部会を設けてはどうか、意見として述べさせていただきたい。

事務局	人権に関しては、生涯学習部会の中に位置付けるが、例えば、発表会や研修会などへの要請のために、生涯学習部会の中に、班会のような形で設置する方法も可能である。
委員	自治会の中で対応というのは、臨機応変に対応したのでよろしいか。
事務局	そういう対応で構わない。
委員	地区自主防災組織や地区人権教育協議会、地区青少年健全育成協議会について、組織としては廃止していいという考え方でよろしいか。
事務局	その機能を自治会に移行することになれば、会計も一本化される中で組織の形があっても活動がないので、必然的に組織自体は廃止になる。現在、青少年健全育成協議会のように、すでに廃止されている地区もあるので、そのような形になる。
委員	例えば、地区人権教育協議会の役員や構成員が選ばれているが、それを無視してもいいという考え方でいいのか。自治会にその機能さえ持たしておけば、協議会が無くなることでいいのか。
事務局	その詳細については、即答できないので、改めて回答させていただきたい。
委員	白滝には商工観光連盟があるが、商工は別にして観光連盟から、自治会の中に入れて欲しいという強い要請もあり、例えば、組織の中に地域観光部会のような名称で運営したいと思うが、その辺りの意見を欲しい。
事務局	どのような部会を設置されるかは、地域によっていろいろと事情があるので、地区に応じた部会を設定していただくことは可能である。
委員	第4回の検討会議において、自治会の規約の見直しは必要ないのかと伺ったところ、今の段階では見直す必要はないとの回答をいただいたが、今回の再編で部会が増えた場合に、本当に見直す必要ないかを確認したい。
事務局	生涯学習の機能が自治会の中に地域の学び事業として移行する中で、部会を設置していただくことになる。そうすると改正は必要になってくるが、市で雛形的なものを作成して示させていただきたい。ただ、現状から大きく変わることはないと考えている。
委員	その時に改正するという事でよろしいか。
事務局	部会の設置状況に応じての改正が必要となるので、その時に改正する形になる。
委員長	よろしいか。細かな点など事務局で回答いただけるものは、また用意させていただきたい。それでは、次に移らせていただく。 4の4「自治会連絡会議等の在り方」の具体的な内容について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	項目4-4「自治会連絡会議等の在り方」について説明
委員長	ただいま事務局より説明があったように、職員の交流の場、研修の場といった様々な機会の提供、それから市政懇談会についての考え方が示されたが、このことを踏まえて、委員の皆様の意見があれば伺いたい。
委員	社会福祉協議会単独で活動するとのことで、自治会と一元化はしないと説明があったが、社会福祉協議会が実施する福祉懇談会も4年に1回、時期をずらして実施するという方向で指導していただきたい。地域もそれぞれの福祉に関連するものは興味深い事柄であると考えているので、検討していただきたい。

事務局	担当課と調整し、報告をさせていただきたい。
委員	現在、自治会の連絡会議の開催時期が6月と2月になっているが、各自治会の役員、自治会長の決定時期が遅い地区で6月中旬頃である。初回から参加するのであれば、例えば、7月に第1回目を開催するなど、時期を変更してもらおうと有難い地区があるのではないかと、検討をお願いしたい。
事務局	総会が4・5月という地区、また6月という地区もあり、市としても皆様になるべく早い時期に開催をお願いしている。ただ、地域に事情もあるので、7・8月開催ということも含めて検討させていただきたい。
委員長	他によろしいか。項目としては最後まで確認いただいた。本日一つ目の項目、1の2「組織・職員体制」で、採用、或いは勤務条件などについて、いろいろな意見をいただいたが、改めて、ここをもう一度確認していきたい。事務局の方で、最終的にどういう形の方向性として考えたらいいか、本日いろいろいただいた意見を踏まえて、何かあれば説明をさせていただきたい。
事務局	1の2のところ、法律に規定をされているということであれば、当然、法律の範囲内で実施していかないといけないところはあると考えている。ただ、センター長のように、地域の方に就任をいただいて、運営をしていただくといったところについては、杓子定規にその募集がどうかということもなかなか言いにくいところはあるが、法の範囲の中でどういう方法が一番、この地域自治組織に適しているのかというのは、改めて事務局の方で協議をさせていただいて、またお示しをさせていただきたい。
委員長	改めて考え方を示していただいたが、委員の皆様の方から、この点、特に今日いろいろ検討してきたが、1の2のところ、或いはその他別冊の項目を改めて確認いただいて、聞いておきたいことがあれば、意見をさせていただきたい。
委員	現在、館長或いは自治会長が、本来の役職以外に兼務している、または、兼任しているというのが現状ではないか。他の組織団体の充て職、例えば、各学校の評価委員や人権同和教育協議会の役員などを兼務されているが、2年後のコミセンに移行した場合も引き継ぐ形になるのか。 もう一点、大洲市には、長浜・肱川・河辺、それぞれの支所があるが、コミセンとの関係はどうなっていくのか。支所の位置付けは、どのようになるのか。例えば、これまでの公民館では、支所を通じて担当課に相談したり、直接本庁に相談したり、教育委員会が中心であるが、新たな体制でスタートした場合はどのような形になるのか。分かる範囲内で教えていただきたい。
事務局	明確な答えができない部分もあるが、まず、充て職等について、今回、役員報酬等を引き上げさせていただいた。これは自治会長等だけに負担が集中するのを防ぐためのもので、例えば、その役割を部会長と分担するなど大きな目的である。今後もあり手がいないという現状を打破していくためにも、ぜひ、皆様に役割分担の検討をお願いしたい。 また、2点目の支所との位置付けだが、現時点でどうするということはまだ決まっていない。ただ、身近に支所があれば、当然そこで相談をしたいという意見もあるので、そのようなことができないような仕組みにはしない。当然、相談ができる体制づくりをしていきたい。

委員	<p>移行1年目の体制で、集落支援員とセンター職員の2人が配置されるが、それぞれが担当する業務について何か決まりがあるのか。それはセンターになった場合に、独自で決めていくのか、その辺りを教えてもらいたい。</p> <p>また、移行4年目に指定管理への移行体制が整わない場合は、引き続き、市の直営による管理となっているが、移行体制が整わないというのは、どういう場合を指すのか教えてもらいたい。</p>
委員長	<p>1年目のその業務の区別・仕分け、役職の仕分けということと、4年目に体制が整わない場合とは何をもってということ、改めて、事務局からお願いしたい。</p>
事務局	<p>センター職員と集落支援員の仕事の割振りについては、それぞれ担当の基本的な業務、例えば、センター職員の業務は貸館や施設維持管理、自治会への支援、集落支援員は、自治会事務局としての業務や地域状況の調査等々を考えているが、実際の業務においては、なかなか綺麗に線引きもできない。また、それぞれの職員が勤務日に休暇等を取得する場合には、他の職員が対応しないといけないこともあるので、原則、担当業務は分けているが、内部である程度、臨機応変に対応いただきたいと考えている。</p> <p>また、指摘があった移行体制が整わない場合はどういう場合なのかについては、この3年の間で指定管理に移行できるように、市としても、きちんと支援体制を整え、それぞれ個別の自治会毎に諸事情もあると思うが、その辺り個別に協議をしながら、移行できるようにつなげていきたい。ただ、確かに言われるとおり、今の時点で具体的にこういう場合がそれに当たるということは、はっきり申し上げられないが、いずれにしても、まずは1年目、今の公民館主事による引継体制の中で、試行的に取り組んでいただき、2年目、3年目で自立した形で運営する中で、指定管理でも運営していけるということを自治会の皆様が十分分かっていただけるように市も支援していきたい。整わない場合についてということは、時期等によっても、いろいろ悩みも変わってくると思うので、その都度、協議をさせていただきたい。</p>
委員長	<p>よろしいか。個別具体的には、これから詰めていくところも諸々あると思うが、今回、新しい地域自治組織再編の基本方針ということなので、このような大きな方向性、観点ということでよろしいか。</p> <p>【異論なし】</p> <p>それでは、本日の検討は以上とさせていただくが、最後にまとめということで、改めて様々な具体的な数字や内容も示されたところではあるが、まだまだ個別具体的に詰めていく部分、移行期間も含めて出てくるだろう。ただ、以上のとおり地域自治組織再編の基本方針ということについては、一通り検討すべき項目を洗い出し、具体的な内容の方向性としては検討が進んだということで捉えている。一応一通りの検討が終了したが、この内容がこの検討会議としての方向性という形でよろしいか。</p> <p>【異論なし】</p> <p>それでは、今日で一通りの検討を終えたということで、11月に予定していた検討会議については省略させていただくことになる。改めて、関係者の皆様への説明会があるが、こちらは事務局で進めていただくよ</p>

	<p>うお願いしたい。関係者への説明会等でも、様々な意見をいただくと 思うが、またその意見も参考にしながら、さらに具体的な検討を進めて、 検討会議としての素案を取りまとめていきたい。</p> <p>検討は以上となる。今後とも委員の皆様のご協力をお願い申し上げ、最 後、事務局にお返ししたい。</p>
事務局	<p>今、委員長より話があったように、自治会、公民館・分館の関係者の 皆様への中間説明だが、11月下旬頃には開催できるように調整してい きたいと考えているので、決まり次第、速やかに案内をさせていただき たい。</p> <p>本日、委員の皆様から、それぞれの立場で意見をいただいたが、この 会議に参加されていない自治会、公民館・分館の関係者の皆様も様々な考 えや意見があるので、このことについては、今後も引き続き、意見をい ただきながら、それぞれ地域によって事情はあるので、皆様が満足いく ような結果、結論というのはなかなか難しいと思うが、できるだけ皆様 の意に沿えるように今後も市としても努力していくので、引き続き協力 をお願いしたい。</p>
<p>4 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉会あいさつ（副委員長） 	